

当組合が業務上使用する個人情報の利用目的の公表について

MBK連合健康保険組合（以下「当組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

当組合においては、個人情報の利用目的について、次のように公表いたします。

個人情報の類型	利用目的
資格及び住所に関する情報	加入者の管理、標準報酬月額の設定、保険料の徴収、各種証の発行管理、オンライン資格確認システムへの連携、番号法に基づく情報連携、住基情報との突合確認、健康マイポータルへの連携、各種保健事業の対象者の特定及び実施
被保険者及び被扶養者の収入に関する情報	被扶養者の認定・検認、高齢受給者証及び限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の発行管理
被扶養者（被扶養者になろうとする者を含む）及びその同居家族の収入及び身分関係に関する情報	被扶養者の認定・検認
資格喪失者が加入する保険者に関する情報	レセプト振替の実施、保険者間調整の実施
現金給付に関する情報	保険給付の審査・支払、番号法に基づく情報連携
レセプトに関する情報	保険給付の審査・支払、医療費通知の発行、加入者の健康管理及び施策立案を目的とした医療費分析、健康保険組合連合会に対する高額医療交付金の申請
加入者の口座情報	保険給付の支払、補助金の支払、保険料等の還付
健康診査に関する情報	利用者の管理、未受診者への受診勧奨、保健指導対象者の特定、各種保健事業の対象者の特定及び実施、加入者の健康管理及び施策立案を目的とした健診結果の分析、要医療者に対する受診勧奨、国に対する特定健診の実績報告、オンライン資格確認システムへの連携、健診申込状況及び健診結果の事業主・事業者への提供、健診結果の通知
保健指導に関する情報	利用者の管理、保健指導の利用勧奨、加入者の健康管理及び施策立案を目的とした保健指導結果の分析、国に対する特定保健指導の実績報告

保健事業（各種補助）に関する情報	利用者の管理、補助金の審査・支払
保健事業（健康増進施設(保養所等)の運営）に関する情報	利用者の管理、保健事業実施に係る効果検証
保健事業（育児書発送）に関する情報	利用者の管理、保健事業実施に係る効果検証、申請書の審査、育児書送付
保健事業（重症化予防事業）に関する情報	利用者の管理、未実施者への利用勧奨、保健事業実施に係る効果検証
保健事業（健康増進事業の運営）に関する情報	利用者の管理、未実施者への利用勧奨、申込情報の審査、保健事業実施に係る効果検証
保健事業（幼児・児童の健康づくり事業）に関する情報	利用者の管理、保健事業実施に係る効果検証、参加賞の送付
保健事業（ジェネリック医薬品利用差額通知・適正受診通知の作成）に関する情報	利用者の管理、保健事業実施に係る効果検証
保健事業（セルフメディケーション推進事業）に関する情報	利用者の管理、保健事業実施に係る効果検証
保健事業（法人会員契約によるスポーツクラブの施設提供）に関する情報	利用者の管理、保健事業実施に係る効果検証
保健事業（前期高齢者向け疾病予防サービス事業）に関する情報	利用者の管理、未実施者への利用勧奨、保健事業実施に係る効果検証
保健事業（禁煙支援事業）に関する情報	利用者の管理、未実施者への利用勧奨、保健事業実施に係る効果検証
被保険者の労務状況に関する情報	傷病手当金の審査・支払、出産手当金の審査・支払
医師等への照会で得た療養状況に関する情報	傷病手当金の審査・支払、療養費の審査・支払
第三者行為（交通事故等）に関する情報	加害者及び保険会社に対する求償
当組合の議員に関する情報	組合会・理事会に関する連絡、選挙の実施、研修の実施
当組合の従業員に関する情報	雇用の管理、研修の実施、福利厚生の提供

※保有個人データの利用目的は、上表と同一です。

※個人情報保護法第 21 条第 4 項各号に定める次の場合は、利用目的の通知・公表を行わないことがあります。

- (1)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合